

石教委第 212号  
令和4年5月30日

保護者の皆様へ

石井町教育委員会  
教育長 喜多 利生

### 学校生活における児童生徒等のマスクの着用について(お知らせ)

日頃は、各校の教育活動をはじめ、本町教育の推進にご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

先日厚生労働省から「マスク着用の考え方及び就学前児の取扱いについて」が公表され、①マスクの着用は引き続き基本的な感染症対策であること②身体的距離が確保できないが、会話をほとんど行わない場合のマスク着用の考え方を明確化すること 等が示されました。

これらを受けて、特にこれから夏季を迎えるに当たり、学校生活における児童生徒等のマスクの着用について、下記のとおり取り扱うこととしますので、ご理解、ご協力をお願いします。

(文部科学省発出の「マスクの着用に関するリーフレット」を裏面に載せていますのでご覧ください)

#### [マスクの着用が不要な場面及びそれに際した留意事項]

○熱中症リスクが高い夏場においては、熱中症対策を優先し、登下校時マスクの着用は必要ありません。→その際は人と十分な距離を確保し、会話を控えることについて各校より指導します。なお、公共交通機関を利用する場合は、マスクを着用するなどの感染対策が必要です。

○屋外の運動場に限らず、プールや屋内の体育館等を含め、体育の授業の際には、マスクの必要はありません。→その際、地域の感染状況等を踏まえつつ、児童生徒の間隔を十分確保する、屋内で実施する場合には、呼気が激しくなるような運動を行うことは避ける、こまめに換気等を行う等に気をつけます。

# 子どものマスク着用について



人との距離（2m以上を目安）が確保できる場合  
においては、マスクを着用する必要はありません。  
また、就学前のお子さんについては、  
マスク着用を一律には求めていません。



## 就学児について

（小学校から高校段階）

### マスク着用の必要がない場面

#### 屋外

- ・人との距離が確保できる場合
- ・人との距離が確保できなくても、  
会話をほとんど行わないような場合

＜例＞離れて行う運動や移動、

鬼ごっこなど密にならない外遊び

＜例＞屋外で行う教育活動（自然観察・写生活動等）

#### 屋内

- ・人との距離が確保でき、  
会話をほとんど行わないような場合

＜例＞個人で行う読書や調べたり考えたりする学習

### 学校生活

屋外の運動場に限らず、

プールや屋内の体育館等を含め、体育の授業や運動部活動、登下校の際

※運動部活動において接触を伴う活動を行う場合には、各競技団体が作成するガイドライン等を確認しましょう

※活動中以外の練習場所や更衣室等、食事や集団での移動を行う場合は、状況に応じて、マスク着用を含めた感染対策を徹底しましょう

高齢の方と会う時や病院に行く時は、マスクを着用しましょう。

保育所・認定こども園・幼稚園等の

## 就学前児について

### 2歳未満

マスクの着用は推奨しません。

### 2歳以上の就学前の子ども

他者との距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めて  
いません。マスクを着用する場合は、保護者や周りの  
大人が子どもの体調に十分注意した上で着用しましょう。

気をつける  
ポイント

▶ 夏場は、熱中症防止の観点から、マスクが必要ない場面では、  
マスクを外すことを推奨します。

▶ マスクを着用しない場合であっても引き続き、手洗い、  
「密」の回避等の基本的な感染対策を継続しましょう。

※その他地域の実情に応じて、講じられている対策がある場合、それを踏まえ対応をお願いします。

